

管理 No.	L025
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署: 建設部土木管理課  
(占用係 / 内線: 3111)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	電線共同溝の占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日号外法律第39号)
	根拠規定条項	第15条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日号外法律第39号)
	基準規定条項	法(第15条第1項)
	審査基準	電線共同溝の占用許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡に係る承認の取扱いについて(平成9年3月14日建設省道政発第37号)による。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から2週間～3週間	
本票の作成日	平成30年 2月27日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	